



2021年7月1日 No. 155 (毎月1日発行)

中華人民共和国印紙税法について

2021年6月10日の第13回全国人民代表大会常務委員会第29回会議において、「中華人民共和国印紙税法」(中華人民共和国主席令第89号)が採択・公布され、2022年7月1日から施行されます。現行の「中華人民共和国印紙税暫行条例」(中華人民共和国国务院令第11号及び第588号)と比べ、

- ・ 一部の課税項目に係る税率の引き下げ
- ・ 証券取引に係る印紙税率の明示
- ・ 明記されている増値税額は税額の計算根拠に含めない旨の明示
- ・ 課税証憑を中国国外で作成し中国国内で使用する中国国外の組織及び個人に対する納税義務の明示等が改正点となります。

本印紙税法及び添付されている印紙税課税品目税率表に関する日本語参照訳をご紹介しますので、ご参照ください。

中華人民共和国印紙税法

(2021年6月10日第13回全国人民代表大会常務委員会第29回会議で採択)

第一条 課税証憑を中華人民共和国国内で作成する、証券取引を行う組織及び個人は、印紙税の納税者であり、本法の規定に従って印紙税を納付しなければならない。
課税証憑を中華人民共和国国外で作成して国内で使用する組織及び個人は、本法の規定に従って印紙税を納付しなければならない。

第二条 本法でいう課税証憑とは、本法に添付の「印紙課税品目税率表」に明記する契約書、権利譲渡文書及び営業帳簿を指す。

第三条 本法でいう証券取引とは、法に従って設立する証券取引所、国务院が批准するその他の全国的な証券取引所で取引する株式及び株式に基づく預託証書の譲渡を指す。
証券取引印紙税は証券取引の譲渡人に対して徴収し、譲受人に対して徴収しない。

第四条 印紙税の課税品目・税率は、本法に添付の「印紙税課税品目税率表」に従って実行する。

第五条 印紙税の税額計算根拠は以下の通りである。

- (一) 課税契約の税額計算根拠は、契約書に記載する金額であり、明記する増値税の税額は含まない。
- (二) 課税財産権譲渡文書の税額計算根拠は、財産権譲渡文書に記載する金額であり、明記する増値税の税額は含まない。
- (三) 課税営業帳簿の税額計算根拠は、帳簿に記載する払込資本金(株式資本金)、資本剰余金の合計金額である。
- (四) 証券取引の税額計算根拠は、成約金額である。

第六条 課税契約書、権利譲渡文書に金額を明記していない場合、印紙税の税額計算根拠は実際に決済する金額に従って確定する。



税額計算根拠は前項の規定により確定できない場合、契約書、財産権譲渡文書を作成する際の市場価格に従って確定する。法に従って政府価格または政府指導価格を実行すべき場合、国の関係規定に従って確定する。

第七条 証券取引に譲渡価格がない場合、名義変更の登録手続きを行う際の当該証券の前取引日の終値計算に従って税額計算根拠を確定する。終値がない場合、証券の額面計算に従って税額計算根拠を確定する。

第八条 印紙税の納付すべき税額は税額計算根拠に適用税率を乗じて計算する。

第九条 同一の課税証憑に二つ以上の課税品目の事項を記載するとともにそれぞれに金額を明記する場合、各自に適用する課税品目の税率に従ってそれぞれに納付すべき税額を計算する。それぞれに金額を明記していない場合、より高い税率を適用する。

第十条 同一の課税証憑を二者以上の当事者により作成する場合、各々の関連金額に従って納付すべき税額を各自計算する。

第十一条 印紙税を既に納付した営業帳簿は、以降の年度に記載する払込資本金（株式資本金）、資本剰余金の合計金額が印紙税を既に納付した払込資本金（株式資本金）、資本剰余金の合計金額より増える場合、増加分に従って納付すべき税額を計算する。

第十二条 以下の証憑は印紙税の徴収を免除する。

- (一) 課税証憑の副本または写本
- (二) 法律の規定に従って免税とすべき外国駐中国大使館、領事館及び国際組織の駐中国代表機関が館舎を取得するために作成する課税証憑
- (三) 中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊が作成する課税証憑
- (四) 農民、家庭農場、農民専門協同組合、農村集団経済組織、村民委員会が農業生産資料を購入するまたは農産物を販売するために作成する売買契約及び農業保険契約
- (五) 無利子または有利子の賃貸借契約、国際金融機関が中国に特惠貸付を提供するために作成する賃貸借契約
- (六) 財産所有者が財産を政府、学校、社会福祉機構、慈善団体に贈与するために作成する財産譲渡文書
- (七) 非営利医療衛生機構が薬品または衛生材料を購入するために作成する売買契約
- (八) 個人と電子商取引事業者が締結する電子注文書

国民経済及び社会発展の需要に従って、国務院は住民の住宅需要の保障、企業の改革再編、破産、中小企業の発展の支援等の状況に対して印紙税の減税または免除を規定し、全国人民代表大会常務委員会に届け出を提出することができる。

第十三条 納税者が組織である場合、その組織の所在地の主管税務機関に印紙税を申告納付しなければならない。納税者が個人である場合、課税証憑の作成地または納税者の居住地の主管税務機関に印紙税を申告納付しなければならない。

不動産財産権の譲渡が発生する場合、納税者は不動産の所在地の主管税務機関に印紙税を申告納付しなければならない。



第十四条 納税者が国外の組織または個人であり、国内に代理人がいる場合、その国内の代理人を源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合、納税者が印紙税の納付を自己申告し、具体的な方法は国務院税務主管部門が規定する。

証券登録決済機関は証券取引印紙税の源泉徴収義務者であり、その機関の所在地の主管税務機関に納税額及び銀行が決済する利息を申告しなければならない。

第十五条 印紙税の納税義務発生の時期は納税者が課税証憑を作成する日または証券取引が完了する日である。

証券取引印紙税の源泉徴収義務発生の時期は証券取引が完了する当日である。

第十六条 印紙税は四半期ごと、年ごとまたはその都度に計算して徴収する。四半期ごと、年ごとに計算して徴収を行う場合、納税者は四半期または年度の終了日から 15 日以内に税額を申告納付しなければならない。その都度に計算して徴収を行う場合、納税者は納税義務が発生する日から 15 日以内に税額を申告納付しなければならない。

証券取引印紙は週ごとに納付する。証券取引印紙税の源泉徴収義務者は毎週の終了日から 5 日以内に納税額及び銀行が決済する利息を申告しなければならない。

第十七条 印紙税は印紙を貼り付けるまたは税務機関より法に従ってその他の納税証明書を発行する方式で納付することができる。

印紙を課税証憑に貼り付ける場合、納税者は印紙ごとの継ぎ目のところに抹消のスタンプを押すまたは抹消の線を引く。

印紙は国務院税務主管部門が作成を監督する。

第十八条 印紙税は税務機関が本法及び「中華人民共和国税収徴収管理法」の規定に従って徴収管理する。

第十九条 納税者、源泉徴収義務者及び税務機関並びにその作業人員が本法の規定に違反する場合、「中華人民共和国税収徴収管理法」及び関係する法律、行政法規の規定に従って法律上の責任を追及する。

第二十条 本法は 2022 年 7 月 1 日より施行する。1988 年 8 月 6 日に国務院が公布した「中華人民共和国印紙税暫定条例」は同時に廃止する。

● 印紙税法に添付されている印紙税課税品目税率表 ●

課税品目		税率	備考
契約（書面による契約を指す）	金銭貸借契約	金銭貸借金額の0.005%	銀行業の金融機関、国务院の銀行業監督管理機関の承認を得て設立するその他の金融機関と借入人との貸借契約（同業者間の貸賃の契約を含まない）
	ファイナンスリース契約	リース料の0.005%	
	売買契約	代金の0.03%	動産売買契約（個人が作成する動産売買契約を含まない）
	請負契約	報酬額の0.03%	
	建設工事契約	代金の0.03%	
	輸送契約	輸送費用の0.03%	運送契約とマルチ式運送契約（パイプライン運送契約を含まない）
	技術契約	代金、報酬額または使用料の0.03%	特許権、ノウハウ使用权の譲渡文書を含まない
	リース契約	リース料の0.1%	
	保管契約	保管料の0.1%	
	倉庫貯蔵契約	倉庫貯蔵料の0.1%	
財産保険契約	保険料の0.1%	再保険契約を含まない	
権利譲渡文書	土地使用権の譲渡文書	代金の0.05%	譲渡は売買（売却）、相続、贈与、交換、及び分割を含む
	土地使用権、家屋等の建物や構築物所有権の譲渡に係る文書（土地請負経営権及び土地経営権の譲渡を含まない）	代金の0.05%	
	持分譲渡に係る文書（証券取引印紙税を納付すべき場合を含まない）	代金の0.05%	
	商標権、著作権、特許権、ノウハウ使用权の譲渡文書	代金の0.03%	
営業帳簿		払込資本金（株式資本金）、資本剰余金の合計金額の0.025%	
証券取引		取引金額の0.1%	



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。